

令和5年八千代市農業委員会

第6回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和5年八千代市農業委員会第6回総会議事日程

開催日時	令和5年6月7日（水）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	八千代市役所 別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第6号，報告第1号～第4号）
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	特定農地貸付けの承認の件
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 合意解約の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員（14名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

## ◆出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	6 鈴木美登	7 志田啓佑

8 戸 田 真 一      9 長 岡      勇      10 立 石 秀 夫  
11 中 基 保 美      12 今 井      茂      13 櫻 井 正 浩  
(欠席委員：5 吉 橋 清 一)

◆事務局 (4名)

局 長 安原 信尚      次 長 小林 直樹      主 査 中尾 通彦  
主任主事 樽見 侑樹

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名 (定員3名)

## ◆総会議事録

<p>議長 (小名木会長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております、農業委員は14名中14名、推進委員は13名中12名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第6回総会は成立いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、指名します。 6番 将司委員、7番 加茂委員、両委員にお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第2、議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第4号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件、及び議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、各案件の申請番号1番は関連する案件であるため、一括して説明、質疑及び採決を行います。 それでは、議案第1号及び議案第2号の1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。  【1号1番、2号1番 申請人入室】</p>
<p>議長</p>	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>はい。</p>

議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の市川委員、黒澤推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。神崎橋の南約600mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の2ページとなり、造成計画断面図は、3ページとなります。</p> <p>申請理由は、申請地は平戸盛土事業第3工区として令和3年9月30日に一時転用許可を受け、変更1回目として、令和4年5月12日に工事車両の出入り口を北側に変更する許可を受け、令和6年9月の完了を目指し工事が進められています。今回は変更2回目として、事業計画地内で区域外としていた田3筆について、土地所有者の同意が得られたため、本事業に追加したいとするものです。また、盛土の計画高についても、圃場の区画を大きく確保するため、3ページの断面図のとおり、当初計画していた3段から2段に変更したいとするものです。なお、土量については、変更はありません。</p> <p>今回追加する農地の面積は1,584㎡、変更後の事業面積は88,270.91㎡となります。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地です。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、事業目的達成のために一時的に利用することが必要と認められること 市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること</p> <p>以上の要件を満たしているため、例外的に許可することができます。</p> <p>次に、一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「八千代市法定外公共物管理条例」に該当し、必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は、事業区域内に勾配をとり、雨水や土砂の流出がないようにすること、工事期間中には仮設道路の散水を行い、防塵対策を実施すること、それぞれを確認しています。</p>

議長	説明は以上です。
市川委員	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p> <p>1番 市川です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておりましたが、草刈され、保全管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、本件は、すでに農地造成用地の許可を取得しており、事業計画地内で区域外となっていた農地3筆を事業に追加する計画ですので、問題ないものと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 稲垣委員どうぞ。</p>
稲垣委員	<p>11番 稲垣です。</p> <p>現在の工事の進捗状況について教えてください。</p> <p>また、今回の変更申請により、工期が遅れることはないでしょうか。</p>
申請人	<p>土の量としては、70%ほどが完了しています。全体としては、道路、排水の整備等がありますので、65%ほどの進捗状況です。土は残り5万m<sup>3</sup>ほどありますが、仕上げに余裕を持たせるように搬入しておりますので、工期が遅れるということはありません。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【1号1番, 2号1番 申請人退室】</p>

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号及び議案第2号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、申請のとおり原案を承認すること、また、議案第2号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号について、原案のとおり承認すること、また、議案第2号の1番について、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号の2番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p><b>【2号2番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の綱島推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の4ページをご覧ください。市立勝田台南小学校の南西約300mに位置しています。</p>

	<p>土地利用計画図は、次の5ページとなります。</p> <p>申請理由は、譲受人の現在の住居が手狭になったため、義理の父である譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、自宅を建築したいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありませんが、農地の集団規模が10haを超えることから、第1種農地と判断される土地です。</p> <p>第1種農地は原則転用の許可をすることができませんが、既存集落に接続して設置される住宅であれば許可できるものとされています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、融資証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界に土の堤防を設置し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝へ接続し、雨水は浸透枳を設置し、敷地内で処理すること。</p> <p>工事中はネットフェンスを設置するほか、誘導員を配置し、安全確保に努めること。</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておりましたが、草刈され、保全管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、義理の父の土地を借りて、自宅を建てるということですので、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。</p>



	<p>面積が231㎡ということで、一般的な一戸建てよりも広いように思われますが、この面積とした理由などあれば教えてください。</p>
<p>申請人</p>	<p>まず、転用上限面積が、建築面積の22%以上という規定があり、それを基本に考えました。宅地開発では、市の条例等で面積が決められていますが、個人住宅のため、この面積計算としました。</p>
<p>間野委員</p>	<p>土地利用計画図を見ると「土堰堤」「マウンドアップ」と書かれていますが、これはどのようなものですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>断面図のように、土を台形に盛ります。雨や土砂の流出を、防ぐものになります。ブロックの設置も考えましたが、予算の都合上、断念しました。</p>
<p>間野委員</p>	<p>こちらの高さはどのくらいになりますか。</p>
<p>申請人</p>	<p>15cmくらいになります。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【2号2番 申請人退室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。 これより、議案第2号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の2番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に，議案第2号の3番については，議案第4号の9番，農地法第3条の件と関連する案件となるため，一括して説明，質疑及び採決を行います。申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p>【2号3番，4号9番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，5月25日，今井推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図の6ページをご覧ください。東京成徳大学の北西約500mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は次の7ページとなります。</p> <p>申請理由は，営農型太陽光発電設備の設置で，農地内に支柱及び太陽光パネルを設置し，下部で農業を継続しつつ売電事業を行うための区分地上権を設定したいとするものです。</p> <p>この支柱部分に対して一時転用許可が必要となることから，支柱72本と，引込柱1本の面積を合わせた0.34㎡が転用面積となります。</p> <p>営農型太陽光発電設備の設置は一時転用許可の対象となり，許可の期間は原則許可後3年間となります。</p> <p>転用許可基準について，始めに立地基準は，農地区分について，当該地は農用地であり，原則許可することができませんが，営農型太陽光発電設備の設置は，仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業に</p>

	<p>該当し、事業目的達成のために一時的に利用することが必要と認められること、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること、以上の要件を満たしているため、例外的に許可することができます。</p> <p>次に、一般基準は、転用行為に必要な資力は残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接農地所有者へ防草シートの設置など安全対策の説明を行っていること、排水については雨水は自然浸透とし、汚水は発生しないこと、工事中は被害の防除に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>最後に、議案第4号9番の区分地上権の設定について説明します。</p> <p>借人の申請理由は、農地上部で売電事業を行うための区分地上権の設定で、発電設備の設置者と耕作者が異なる場合には、転用申請と併せて、農地法第3条許可申請において区分地上権を設定する必要があります。</p> <p>この場合、通常の農地法第3条の許可基準と異なり、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいないか、また、周辺農地の利用に影響を与える要因はないか、確認することとなりますが、それぞれ問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておりましたが、草刈され、保全管理されておりました。</p> <p>事務局から説明があったとおり、農地所有適格法人が営農しながら、その上で発電設備の設置者が売電事業を行うということでしたので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>13番 齋藤委員どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13番 齋藤です。</p> <p>土地利用計画図を見ますと、太陽光パネルは、農地全体ではなく、主に</p>

	申請地の北西側に設置されるようですが、何か理由はあるのでしょうか。
申請人	東側に山林、南側に住宅があり、日照が確保できないため、こちらに設置します。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	9番 佐藤です。 パネルの下で農作業するというのですが、パネル下の高さはどのくらいですか。
申請人	約2mです。
議長	他に質疑ありませんか。 7番 志田推進委員どうぞ。
志田推進委員	7番 志田です。 パネルを設置しない場所については、防草シートを張らずとも、通常の耕作が可能な気がするのですが。
申請人	人件費等の維持費がかかるため、パネルの下のみでの営農となっています。
志田推進委員	パネルの下のみを転用するというので許可を取れば、残りの部分を通常の畑として利用できるのではないのでしょうか。
申請人	他市の営農でも、パネルの下のみでの営農とさせていただいておりますので、本件も同様にしております。
議長	他に質疑ありませんか。 3番 立石猛推進委員どうぞ。
立石猛推進委員	3番 立石です。 作物は何を作るのでしょうか。また、収支計画についても教えてください。

申請人	作物はサカキです。10年間の売上が120万円ほどとなります。人件費、農薬費、肥料費等の経費は、90万円ほどを見込んでおり、10年間で30万円ほどの収益となる予定です。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。 今まで、営農型太陽光の作物と言えば、フキやミョウガでした。今回の作物はサカキということで、あまり前例がありません。もし上手くいかなかった時は、次の作物を考えていますか。
申請人	八千代市では、初めての栽培となるため、分からない部分も多いですが、他市に、会社の圃場が20か所程度あります。例えば牛久市では、タマネギを作っており、収穫間近です。他にラッキョウも栽培しています。水戸市では、サトイモを作っております。
今井推進委員	年一度、県に営農型発電の下部の農地における農作物状況報告書の提出がありますが、その報告書の中で、知見を有する者からのコメント欄は、誰に書いてもらうことを考えていますか。
申請人	農作物状況報告書の詳細については、担当者ではないため、把握しておりません。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。 八千代市で初めて栽培というお話がありましたが、前回の申請では、茨城県でサカキを栽培している実績があるという話でした。どちらが正しいのでしょうか。
申請人	八千代市でサカキを栽培するのが初めてということで、他市でやっていないというわけではありません。  【「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。</p> <p><b>【2号3番, 4号9番 申請人退室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号の3番及び議案第4号の9番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の3番について、申請のとおり原案を許可相当とすること、また、議案第4号の9番について、申請のとおり原案を許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の3番については、原案のとおり許可相当とすること、議案第4号の9番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 特定農地貸付けの承認の件、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p><b>【3号1番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は5月25日、地区担当の立石勝則委員と立石秀夫推進委員、6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図8ページをご覧ください。やちよ農業交流センターの南約100mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は次の9ページとなります。また、事業の概要については、別途お配りしている「市民農園事業計画書」を併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、特定農地貸付法による貸付方式の市民農園の開設について、承認を得たいとするものです。特定農地貸付法は、農地法の特例措置として制定され、市民農園などの趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、一定の要件を満たし、農業委員会から承認されたものは、農地法第3条の許可を受けることなく農地の貸付けができるとするものです。</p> <p>この一定の要件は、4点あり、第1に「対象農地が周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えていないものであること」については、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合ではないこと、利用者の数等を勘案し妥当な規模であることを確認しております。</p> <p>第2に「募集及び選考方法が公平かつ適切なものであること」については、一般公募により行われることを確認しております。</p> <p>第3に「貸付規程に記載された条件等が有効かつ適切なものであること」については、貸付面積は1区画40㎡、利用者は複数人、貸付期間は1年、農作物の栽培が営利目的ではないことを確認しております。</p> <p>最後に「賃借権などの権利を有する農地ではないこと」については、賃借権等の権利を既に有している農地での開設ではないことを確認しています。</p> <p>なお、報告第2号において再度説明いたしますが、令和2年5月より、同一申請人の間で水田利用として利用権設定がされておりましたが、今回の申請に併せて、利用目的変更のため、合意解約がなされております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p>

	<p>現地は作付けされておりましたが、草刈され、保全管理されておりました。</p> <p>本件については、農事組合法人島田が水田として借りていましたが、今後は、市民農園を開設し市民への貸し付けを行いたいとするものです。</p> <p>事務局から説明があったとおり、特定農地貸付の要件を満たしており、周辺農地の利用に与える影響もないことから、承認について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>以前まで、田として利用していたようですが、水はけ等、市民農園として耕作する際に問題はありませんか。</p>
申請人	<p>基盤整備事業で暗きょ排水を入れてあり、申請地は基盤整備区域の一番端に位置するため、畑にしても問題ありません。</p>
花島委員	<p>市民農園の利用者は、車で来る人が多いと思いますが、駐車場はどうしますか。</p>
申請人	<p>道の駅やちよ、農業交流センターの一体の事業として考えておりますので、駐車場等は、農業交流センターを使用します。申請地は、農業交流センターに近いため、選択しました。</p>
花島委員	<p>農具類の貸し出しを行うと思いますが、図面上では確認できませんが、その置き場所は確保していますか。</p>
申請人	<p>農業交流センターに農具類の置場がありますので、使う人はそちらから持ってきていただきます。</p>
花島委員	<p>利用者の需要見込みは、どの程度あるのでしょうか。</p>
申請人	<p>以前の市民農園は16区画ありましたが、閉鎖する時に、利用者はまだ使いたいとのことでした。今回の区画も埋まるように頑張りますが、埋ま</p>



	らない間は、地主が管理をします。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	1 2 番 今井です。 農園利用者が無農薬栽培を希望した場合、隣の区画で害虫が発生するなど、トラブルになった時、どのように対処しますか。
申請人	農園利用者が無農薬で行う場合には、ご一報いただくようにしたいと考えています。
今井推進委員	普通の栽培と無農薬栽培で区画を分けることは、考えていますか。
申請人	それは考えていません。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 間野委員どうぞ。
間野委員	1 2 番 間野です。 土地利用計画図を見ますと、農園内に太い通路があつて、その脇に植物残渣を捨てるということですが、植物残渣以外のゴミはどのように処理しますか。
申請人	マルチ栽培でビニール資材等を使う人は、各自で処理してもらいます。
議長	他に質疑ありませんか。 7 番 志田推進委員どうぞ。
志田推進委員	7 番 志田です。 以前の市民農園は1 6 区画で、今回は2 8 区画になり、予備の区画もあるということですが、今後、更に広げる意向はありますか。
申請人	市民の方から要望があれば、区画を増やすこともあると思いますが、今のところは、この規模でやっていきます。
議長	他に質疑ありませんか。

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p>
議長	<p>【3号1番 申請人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより、議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図10ページをご覧ください。秀明大学グラウンドの北約200mに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p>

	<p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありませんが、貸付地があります。この貸付地は、適切に営農されており問題ありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が270日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 戸田推進委員どうぞ。</p>
戸田推進委員	<p>8番 戸田です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第4号の1番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に，議案第4号の2番について，審議及び採決を行います。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，5月25日，地区担当の立石勝則委員，立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図11ページをご覧ください。たか橋の北東約500mに位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地はありませんが，貸付地があります。この貸付地は，適切に営農されており問題ありません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数が200日ですので，150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
立石秀夫推進委員	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は再基盤整備の予定地のため，作付けされておらず，遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件については，永年経営を行っている農家世帯ですので，許可について特段問題はないと思います。</p>

	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第4号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号の3番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図11ページをご覧ください。たか橋の北東約200から300mにそれぞれ位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p>

<p>議長</p>	<p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数が200日ですので，150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>立石秀夫推進委員</p>	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
<p>議長</p>	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は再基盤整備の予定地のため，作付けされておらず，遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件については，永年経営を行っている農家世帯ですので，許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の3番について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の3番について，原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第4号の3番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に，議案第4号の4番及び5番については関連する案件であるため，一括して説明，審議及び採決を行います。また，本件は委員が関係しておりますので，当該委員は質疑が終わりましたら退室してください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，5月25日，地区担当の立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図11ページをご覧ください。申請番号4番は，たか橋の北東約100mに，申請番号5番は，睦橋の北西約100mにそれぞれ位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地はありませんが，貸付地があります。この貸付地は，適切に営農されており問題ありません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数が300日ですので，150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
立石秀夫推進委員	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は再基盤整備の予定地のため，作付けされておらず，遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件については，永年経営を行っている農家世帯ですので，</p>

議長	<p>許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。</p> <p>【当該委員退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第4号の4番及び5番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の4番及び5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の4番及び5番については、原案のとおり許可することに決定しました。 当該委員、入室願います。</p> <p>【当該委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 次に、議案第4号の6番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>



次長	議案朗読
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図11ページをご覧ください。睦橋の北西約400から700mにそれぞれ位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が350日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
立石秀夫推進委員	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は再基盤整備の予定地のため、作付けされておらず、遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件については、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の6番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。      議案第4号の6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。      よって、議案第4号の6番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号の7番及び8番については関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。      事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、5月25日、申請番号7番は、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で、申請番号8番は、地区担当の吉橋推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。      場所は、申請番号7番は、案内図11ページをご覧ください。睦橋の北西約800から900mにそれぞれ位置しています。申請番号8番は、案内図12ページをご覧ください。睦橋の南西約400mに位置しています。      申請内容は、申請番号7番は、土地の売買取得、申請番号8番は土地の贈与による所有権移転です。      譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。      農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。      機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。      常時従事要件は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。      地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p>

議長	<p>説明は以上です。</p> <p>続いて、現地調査を行った委員の意見を求めます。</p> <p>6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>6番 将司です。</p> <p>去る5月25日に現地調査を行いました。</p> <p>申請番号7番については、現地は再基盤整備の予定地のため、作付けされておらず、遊休農地となっていました。</p> <p>申請番号8番については、申請人が示した土地の位置が、事務局の図面と照らし合わせると、東にずれていたため、申請代理人へ申請地の位置を再度確認するよう指示しました。</p> <p>その後、申請代理人から土地の位置がずれていたため、土地の位置を確定させ、改めて草刈をした旨の報告を事務局から受け、問題ないことを確認しました。</p> <p>また、譲受人の取得要件については、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の7番及び8番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の7番及び8番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第4号の7番及び8番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用集積計画審議の件，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（5号1番）</p>
局長	<p>右上に「参考案内図1-1」と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，JA八千代市本店の東約600mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で期間は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，10a当たり年間米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数が180日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（5号2番）</p>
局長	<p>「参考案内図1-2」をご覧ください。</p> <p>場所は，やちよ農業交流センターの北西約500mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，使用貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地はありませんが，貸付地があります。この貸付地は，適切に営農されており問題ありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数が300日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（5号3番）</p>
局長	<p>「参考案内図1-3」をご覧ください。</p> <p>場所は，秀明大学グラウンドの北西約500mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で期間は3年です。</p> <p>賃料は，10a当たり年間米1俵です。</p>

	<p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が200日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（5号4番から8番）</p>
局長	<p>「参考案内図1-4」をご覧ください。</p> <p>場所は、吉橋八幡神社の南東約600から900mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は3年です。</p> <p>賃料は、申請番号4番、5番が年間1万5千円、6番が年間1万2千円、7番が年間6万円、8番が10a当たり年間1万円です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が360日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（5号9番）</p>
局長	<p>1ページ戻っていただき「参考案内図1-3」をご覧ください。</p> <p>場所は、秀明大学グラウンドの西約200mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第5号の1番から9番について、討論・採決を行います。討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号の1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第5号の1番から9番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（6号1番）</p>
局長	<p>本件は、5月25日、地区担当の綱島推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、現地調査案内図、13ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 綱島推進委員どうぞ。</p>
綱島推進委員	<p>4番 綱島です。</p> <p>去る5月25日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年</p>

	<p>の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま</p> <p>委員の皆さまのご審議，よろしくお願</p>
次長	<p>議案朗読（6号2番）</p>
局長	<p>本件は，5月25日，地区担当の小林推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は，現地調査案内図，14ページ，15ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果，農地としてそれぞれ適正に管理されてい</p> <p>状況について議案書の回答のとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>2番 小林推進委員どうぞ。</p>
小林推進委員	<p>2番 小林です。</p> <p>去る5月25日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので，納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま</p> <p>委員の皆さまのご審議，よろしくお願</p>
次長	<p>議案朗読（6号3番）</p>
局長	<p>本件は，5月25日，地区担当の立石勝則委員，立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は，現地調査案内図，16ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果，農地としてそれぞれ適正に管理されてい</p> <p>状況について議案書の回答のとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石勝則委員どうぞ。</p>

立石勝則委員	<p>10番 立石です。</p> <p>去る5月25日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>委員の皆さまのご審議、よろしくお願</p> <p>いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号の1番から3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第6号の1番から3番について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号の1番から3番については、原案のとおり回答することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願</p> <p>います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>



議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 会長決裁事項の報告について、合意解約の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、令和5年度第1回意見書策定委員会が開催されましたので、市川委員長から報告願います。</p>

市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>去る5月8日、農業委員会総会終了後に令和5年度第1回意見書策定委員会を開催いたしました。</p> <p>議事内容は意見書の素案についてです。</p> <p>近年の意見書の内容を踏まえ、どのような要望を入れるかを検討しました。例年、予算に関する要望が多いため、今回の意見書では、取組に対する要望も盛り込んでいくことになりました。</p> <p>今後の予定ですが、6月、7月に会議を開催し、おおよその内容を決定します。7月に委員の改選もあるため、8月以降は、新任の委員により、内容の確認を行い、9月に市長への提出を行います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>市川委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和5年度第1回広報委員会が開催されましたので、長岡推進委員から報告願います。</p>
長岡推進委員	<p>広報委員会委員の長岡です。</p> <p>去る5月8日、農業委員会総会終了後に令和5年度第1回広報委員会を開催しました。</p> <p>今年度の農業委員会だよりの発行について、印刷会社の選定及び仕様について協議しました。物価高騰の影響で印刷費も値上がりしたため、発行回数については、例年通り、年2回の発行とし、仕様については、これまでの8頁カラーから6頁カラーに変更し、発行部数も1,800部から1,600部へと200部減らしました。発行部数が少なくなった分については、他市町村や関係機関への配付を、紙ではなくデータで送るなどして対応する予定です。</p> <p>次の会議から、掲載記事の内容や年間の発行スケジュールについて協議する予定ですので、良い掲載情報などありましたらお知らせください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 長岡推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、千葉地域農林業振興普及協議会総会と全国農業委員会会長大会が先月末に開催され、私が参加してきましたので、簡単に報告します。</p> <p>5月29日に千葉地域農林業振興普及協議会が開催されました。</p> <p>千葉地域の各市農業委員会会長、各市農政課長、農協の組合長が会員となっており、八千代市からは、加藤経済環境部長と私が参加しました。</p> <p>議事内容は、令和4年度の事業報告と収支決算、令和5年度の事業計画と収支予算についてで、予算は、千葉地域の各市に面積等に応じた、負担金が割り振られています。また、役員人事として、会長は、市原市農協の組合長、副会長は、八千代市農協の組合長で決定しました。</p> <p>続いて、5月30日に、全国農業委員会会長大会に出席しました。</p> <p>議案として、「食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案」が決定され、申し合わせ事項として、「地域の農地を活かし、持続可能な農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議、「情報提供活動」の一層の強化に向けた申し合わせ決議がそれぞれ採択されました。</p> <p>要請活動については、議員会館を回って、政策提案書を各地域の国会議員に渡しに行きましたが、今年は委員会が開会中ということで、直接お会いすることはできず、秘書にお渡ししました。</p>
議長	<p>報告は以上となりますが、ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項は全部で5点です。</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"><li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li><li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li><li>○次回の総会について</li></ul> <p>7月7日（金）午後1時30分から 市役所別館2階 第1・第2会議室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○次回の現地調査について</li></ul> <p>6月29日（木） 担当委員：安原委員，加茂委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○委員章等の返却について</li></ul> <p>以上で令和5年第6回総会を閉会します。</p>
----	---